

# よ お読みになるまえ

- 制度によっては、細かい制限、助成枠等がある場合もありますので、制度の利用に当たっては、最寄りの相談窓口にご相談ください。
- 本書の内容は、特段の記載がない場合、令和6年7月現在でまとめてあります。お読みになられた時点では、変更されている事柄がある場合がありますのでご承知ください。
- 214 ページからの「資料編」については要約した内容のため十分なものではないと思われまます。詳細につきましては、県や市町村等の相談窓口へお問合せください。
- 6 ページからの「相談に関すること」を一番始めに掲載しました。連絡先等につきましては162 ページからの相談機関等名簿をご覧ください。
- 「障がい」の表記について  
鳥取県では、障がいのある方の思いを大切に、共生社会の実現を推進するという観点から、原則「障害」を「障がい」と表記することとしました。「よりよい暮らしのために」においても鳥取県に準じ、「障がい」と表記します。ただし、法令等の名称を用いる場合や、他の機関、大会等の名称等の固有名詞については、「障害」と表記しています。

# はじめに

本書は、障がいのある方をはじめ、障がいに関するさまざまなことを知りたい方が使いやすいように、障がいのある方への生活支援・医療・施設利用などのサービスや制度、相談機関や関係施設のリストなどをわかりやすく1冊にまとめたものです。皆がともに生きていく共生社会の実現を目指し、障がいのない方にとっては障がいを正しく理解するための一助として、また障がいのある方や関係者様には地域で安心して生活を送るための手引きとして、本書をご活用いただければ幸いです。

さて本年は、本県発祥の「障がいを知り、共に生きる」を合い言葉とする「あいサポート運動」の15周年の節目の年であり、また、4月からは改正障害者差別解消法の施行に伴い、民間事業者による「合理的配慮の提供」が義務化されました。これを契機として、本県では、「あいサポート運動2.0」と銘打ち、企業や業界団体による合理的配慮提供の実践を浸透させるための支援、学校現場での運動の学習機会の展開、地域を巻き込んだ運動の推進、全国的な当事者団体と協働した運動の全国PRなど、県内のみならず全国に運動を一層浸透させる取組の充実を図っています。今後も、真の共生社会の実現に向け、こうした取組を前に進めていきたいと思っております。

また昨年度は、本県の障がい児者施策の基本的な方向性等を定めた「鳥取県障がい者プラン」の見直しを行いました。見直しでは、重度障がい児者への支援強化、魅力ある就労B型実現の目標設定、あいサポート運動15周年を契機としたあいサポート運動の更なる拡大、障がい者アートの更なる推進など、福祉の枠にとらわれない幅広い分野での障がい者施策の充実を図るための施策・方向性を盛り込んでおります。

今後も、本プランの基本理念に掲げる「障がい者が障がいの特性に応じた必要な配慮や支援を受けながら、障がいのない人と等しく地域社会の中で自分らしく安心して生活することができる共生社会の実現」の推進につながるよう、ここに住んでよかったと思うことができる鳥取県を築き上げていきたいと考えておりますので、関係各位におかれましては一層のご理解とご協力をお願いします。

令和6年12月

鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 障がい福祉課長 小林 一義